

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 7 年 4 月 3 0 日 (木) 午前 1 0 時～ 1 2 時
開 催 場 所	市役所 3 階 3 0 1 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：河津座長、長田副座長、野崎委員、吉富委員、栗原委員、高橋委員、小谷委員、堀越委員、佐藤委員、加藤委員、藤崎委員、木下委員、大平委員、小川委員 欠席者：若杉委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、避難行動要支援者計画担当課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主任（地域福祉グループ）、コンサルタント（2名）
議 題	(1) 副座長の互選について (2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について (3) 計画の根拠法令と位置付けについて (4) 第四次地域福祉計画構成（案）について (5) 第四次地域福祉計画の素案について (6) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 副座長は長田委員とする。 (2) 原案のとおり承認する。 (3) 次回以降の懇談会において、地域福祉計画の策定義務等の法的根拠及び第三次地域福祉計画の中間評価について資料を作成し提示することとし、原案の説明を了解する。 (4) 原案のとおり承認する。 (5) 次回懇談会において、地域福祉エリアの設定根拠と他計画のエリア設定状況の説明を行うこととし、原案のとおり承認する。 (6) 次回の開催日は、5月28日（木）午前10時からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局)	※ 議事進行前に、事務局から配付資料の確認、「資料1 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱」の説明、委員、事務局及びコンサルタントの自己紹介が行われた。 (1) 副座長の互選について 【説明要旨】（参考「資料1 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会設置要綱」、「資料2 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿」） ○（座長） 副座長は互選ということであるが、いかがか。 ○ 長きにわたる民生・児童委員のご経験から豊富な知識をお持ちであり、副座長に適任であると思われる民生・児童委員協議会会長を推薦したい。 ○ 異議なし。 (2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について 【説明要旨】（参考「資料3 武蔵村山市附属期間等の設置及び運営に関する指針」、「資料4 武蔵村山市附属期間等の会議及び会議録の公開に関する指針」、「資料5 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）」、「資料6 会議録（要旨）（案）」） ● 資料3をお開きいただきたい。 当市には、「武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」と

いう規程があり、第11条から第14条の規定に基づき、資料4、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」が設けられている。

手続的なことであるため、簡略に説明すると、この2つの指針に基づき、本日、資料5「武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）」を承認いただきたいと思っている。

まず、運営要領の第2条により、会議は、非公開情報を除き、公開とすると定められており、当懇談会では、個人情報などの非公開情報を取り扱う予定はないため、原則として、会議を公開させていただきたい。

次に、第5条により、傍聴者がいる場合には、座長の許可のもと傍聴することとなる。

また、会議終了後は、内容を資料6「会議録（要旨）（案）」の様式にまとめ、次回の会議での承認後、市ホームページ及び市役所1階の市政情報コーナーで公開したい。

なお、会議録（要旨）においては、発言された個人の特定を避けるため、委員個人のお名前は○（白丸）、事務局は●（黒丸）で表記させていただきたいと思っている。

当市では、市民等が参加される会議については、会議・会議録の公開を行っているため、ご了承いただきたい。

【主な意見等】

○（座長） 事務局から示された議事要録の様式は用紙1枚のものであるが、審議経過の部分は内容を要約して記載し、何ページかにわたってまとめるという理解でよろしいか。また、座長、副座長に関しては個人的には名前を出しても構わないと思う。委員を全て白丸表記にしてしまうと、分かりにくくなるということはないか。進行役の発言と委員の発言とはメリハリをつけたほうが良いように思う。

● 議事要録についてはおっしゃるとおりである。氏名の表記については「○（座長）」、「○（副座長）」という形で記載したい。

○（座長） それでは、非公開情報を除き原則公開とすることをはじめ、説明いただいた内容でよろしいかと思うが、意見・質問はあるか。

○ 異議なし。

○ 原案のとおり、承認とする。

(3) 計画の根拠法令と位置付けについて

【説明要旨】（参考「資料7 計画の根拠法令と位置付け」）

● 計画の説明に入る前に、基本的な部分から説明させていただきたい。まず、「1 計画の根拠法令 (1) 地域福祉の推進と地方公共団体の責務」であるが、計画の根拠法令、「地域福祉」の定義、推進と地方公共団体の責務については、社会福祉法に定められている。

同法第1条で「地域における社会福祉」を「地域福祉」と定義しており、同法第4条において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して、地域福祉の推進に努める」ものとされている。そして、同法第6条において、「国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、福祉サービスを提供する体制の確保と福祉サービスの適切な利用の推進を行う責務がある」こととされている。

続いて、「(2) 地域福祉計画の根拠法令」であるが、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、

条文では、市町村は住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者等の意見を反映する措置を講じ、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項及び③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画を策定するものとされている。以上が地域福祉計画の法的根拠である。

続いて、「2 計画の位置付け (1) 第三次地域福祉計画」であるが、現行計画である第三次地域福祉計画は、これまでの福祉の最上位として位置付ける計画ではなく、各個別計画との整合性を図りながら、横断的に連携を図る役割を担う計画として位置付け、各個別計画の隙間を埋める計画として、図1のとおり策定し、これまで保健福祉の充実に努めてきた次第である。

続いて、「(2) 第四次地域福祉計画」であるが、ここからが、新計画の話となり、本年度は、現行計画の計画期間の最終年度となり、現行計画の期間中には、他の個別計画として、健康増進法に基づく「武蔵村山市健康増進計画」や子ども・子育て支援法に基づく「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」が新たに策定されている。

また、制度面では、平成27年4月1日から新法である「生活困窮者自立支援法」が施行され、施行に伴い、厚生労働省から生活困窮者の自立支援方策について地域福祉計画に盛り込む必要がある旨の通知が発出されているところである。

第四次地域福祉計画の策定に当たっては、引き続き各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担う計画としての位置付けを踏襲しつつ、地域福祉計画に盛り込むべき事項を検討・搭載し、各個別計画で補えない隙間の部分を埋める計画として策定したいと考えている。

なお、施策の核となる内容については、次回以降の懇談会で紹介し、委員の皆様には審議いただきたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

本日は、この後の議題(4)及び(5)において、第四次地域福祉計画の構成(案)と素案の内容等を説明させていただく。

【主な意見等】

- (座長) ただ今の説明について確認しておきたい事項はあるか。
- 20ページについて、地域福祉計画は国の法律に基づいて策定することなのか。この計画に法的効力はあるのか。
- 先の策定委員会でも同様の質問があった。再度、根拠法令等を確認し、次回説明させていただきたい。
- (座長) 20ページの第107条の内容では「その内容を公表するよう努めるものとする」となっており、「公表」については努力義務だと言える。「地域計画」については「策定し、」となっているが、これは国の方では策定義務があるということになっているのか。
- その件も含めて整理をし、次回、回答とさせていただきたい。
- (座長) 20ページの「1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」については、サービスの運用について、すなわち、必要かつ適切に福祉サービスができるような仕組みづくりについてのことである。家族や地域とのつながりが弱くなった中で独居老人や子育てに一人で悩んでいる親御さんがいないようにしようということである。

「2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」は民間事業者やNPOなどの多様な供給主体の参入促進と、事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるかの点検、すなわち、

供給主体を適正に育てる仕組みづくりをするということである。「3地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」は地域の支え合いや住民の参加をどうするかについてのことだが、これが地域福祉の眼目である。行政や地方自治は、本来、住民が参加して作り上げるものである。なので、時間があれば自分たちもやる。それも含めて社会福祉が成り立つという考え方が込められている。

社会福祉の根幹にあるのが社会福祉法であり、国の福祉の上位法である。横割りの福祉を想定した上で、それに反しない形で高齢や障害、子どもなど様々な計画がそこにぶら下がるというのが本来の姿であるが、第3次計画では、上位下位という位置付けではなく、横串を通すように位置付けられており、各部門計画の隙間にあるものをここで受け止める形になっている。自分たちでできればその分だけ税金に期待しなくて済むわけだが、家族や地域で支え合うことができないからこそフォーマルな様々な制度が作られ、それがどんどん拡大してきたという流れがある。そういう意味では、先の自己紹介時に、生活についての満足度における発展途上国と日本との違いに興味を持たれていた委員の方がいらしたが、仮にさほど経済成長できなくても、あるいは福祉ニーズを抱える人が増加したとしても、地域で支え合っていければ、明るく笑顔で晴れやかな生活ができるはずである。そうしたことを計画の中でどのような表現で盛り込んだらよいのか、それを自治体がどのように具体化できるのかなど、会議は6回程度で終わるが、その先を見据えながら本来の在り方を考える計画でありたいと思っている。

他に意見・質問はあるか。

- 第三次地域福祉計画の進捗について吟味する必要があるのではないのか。そうした時間は取れるのか。
- (座長) 進捗状況は何らかの形で公表されてはいないのか。
- 目標値と比べてどの程度達成されているかどうかは、確認して報告したい。
- (座長) 地域福祉計画の場合は、一般的に理念を示す計画であるので目標と達成状況については表しにくい部分があるかと思うがいかがか。
- 例えば、第三次の76ページの健康推進課のがん検診や乳幼児健診などについては所管課に問い合わせればわかると思われるので、今後確認してお示しする。
- (座長) 一般的には上位計画であれば、こういった考え方で進めるべきだという計画であるのだが、独自に目標値を掲げているのであればその進捗状況を示さねばならないだろうと思う。それでは、計画の位置付け等について、他に意見・質問はあるか。
- 資料7の21ページに7つの計画が挙げられているが、そのそれぞれの計画における目標値が全て達成されることはあり得るのか。例えば、介護の方が十分に行われると、そこに人材が流れて高齢者の福祉の一部に人材を割けなくなるということはないのか。どこかのニーズが高くなればそれによってどこかのニーズが低くなるということはある話である。計画同士に相互的なつながりを持たせることはできないのか。
- (座長) 介護保険事業計画は介護保険法に基づいており、計画の中では数値目標を設定しているはずである。高齢者福祉計画は介護保険に含まれないそれ以外の高齢者福祉の部分のことなので内容的には選り分けられている。これらの数値目標の達成状況というのは、

個々に審議されるので、懇談会の中では入ってこないのではないかと思われる。トレードオフのようなことは多少はあると思う。施策的には分けているが、人材が一方に流れるともう一方に不足が生じるということはあるかもしれない。計画は行政計画であるが、一般的にはそれぞれの計画毎に委員会が設置され計画が策定されていくことが多い。この計画はまさに横割りであるので、全体を眺めながら地域の協力・連携という点については、地域福祉計画として話し合っていく部分だと思う。かつての日本の福祉は、“施設に入れてお仕舞い”というような「施設福祉」であったという歴史がある。生活保護は在宅であるし、保育所等は「地域」であるが、他は皆都道府県単位で動いていたため、かつてはお年寄りや障害のある方はだいぶ離れたところの施設で暮らすということが一般的であった。そうすることなく、住み慣れたところで暮らせるようにするということが、この地域福祉計画の一つの意義である。もう一つの意義は、縦割りではなく、横割りの福祉計画が必要だということである。この二つの意義が地域福祉計画には込められていたはずである。以上が私の考えであるが事務局の方で何かあればお願いしたい。

- 第三次計画の5ページにあるように、高齢や介護の計画等については平成27年に策定されているので各計画で目標値を定めてそれに向けての取組を始めていると思う。地域福祉計画については第三次の横割りを第四次でも継承していきたいと考えている。
- この懇談会で審議する内容は、第三次地域福祉計画の案の確定を27年度内に行い、第四次計画策定に向けてということなのか。第三次に関して我々は審議することはないのか。まだ年度が終わっていないので、第三次計画でまだ確定していない部分について話し合う機会はあるのか。
- (座長) 本懇談会は第四次計画をつくるためのものである。基本的には第三次計画を引き継ぎながら、変えるところは変えるということになるかと思う。三次の内容が全くご破算になることも無くは無いが、可能性としては限りなく低い。現在動いているものに対して、事務局の状況報告を受けながら、順調であればそれを前提として、新たな内容の追加やより良くするための変更等を行うという形になると思われる。
- 今回は第四次計画策定のための審議を皆様をお願いしている。市においてもそのための策定委員会を設置している。策定委員会で、第四次計画の素案を作り、それを懇談会で皆様にお示しして、いただいた意見等を基に策定委員会で内容を詰めるというキャッチボールをしながら策定していきたいと考えている。
- (座長) 今回は議論する材料が十分でない状態であるが、第2回目以降は、皆様のご経験やお立場より普段感じていることを自由にお出し頂きながら、より良い計画作りのために協力いただくことになろうかと思う。地域福祉計画が横割りの、全てを包含する計画という位置付けであるならば、21ページに書かれている計画以外にも、今年度から全市町村でスタートしている子ども・子育て支援事業計画も入ってくることになると思う。地域福祉計画は、単なる横割りではなく、全体の中でこうあるべきだという福祉を全体的に推進する目的をもった計画であるからして、本来ならばもう少し上の位置付けになると思われる。そうした意味でも懇談会における発言は多い方がより有意義なものになるだろうと思う。個別計画はその

エキスパートが進めているが、地域福祉計画は、市民全体の幸せを考え、どうするかという内容になると思う。この辺りは追々話をしていくことになるかと思うが、議題の(4)、(5)に進みたい。事務局は、可能ならばまとめて説明をお願いしたい。

(4) 第四次地域福祉計画構成（案）について

【説明要旨】（「資料8 第四次地域福祉計画構成（案）について」）

- まず、第1章では「計画の基本的事項」を、第2章では「当市の現状」を、第3章では「計画の基本的な考え方」を、そして、次回以降となるが、施策の核となる第4章で「基本計画（取組の展開）」を、第5章で「計画の推進と進行管理（計画の評価と見直し）」という形で構成していきたいと考えている。

素案の内容については、委員の意見を反映させ、修正していきたいと考えている。

(5) 第四次地域福祉計画の素案について

【説明要旨】（「資料9 第四次地域福祉計画 【素案】」）

- 議題(5) 「第四次地域福祉計画の素案について」は、現在、素案を作成しているため、大まかな概要を説明させていただき、次回以降の策定懇談会で具体的な審議をお願いしたい。

まず、「第1章 計画の基本的事項」では、現行計画と同様に計画策定の背景と趣旨、計画の性格と位置付け、計画の期間について記載し、続く「第2章 武蔵村山市の現状」でも、現行計画と同様に武蔵村山市の概要、地域福祉の現状について昨年度に行った市民意識調査の結果を交えつつ記載する予定である。51ページからは、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援及び保健医療について、各個別計画と整合する形で記載することを考えている。

次に、「第3章 計画の基本的な考え方」では、計画の基本理念と基本視点、計画の基本目標と施策の体系、エリア設定の考え方と将来人口推計について記載する予定である。

基本理念等については、現行計画策定時には保健分野の個別計画が策定されていなかったことから、基本目標の1つに「保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスのあるまちづくり」を掲げていた。今回の計画では、現行計画策定以降に策定された健康増進計画や生活困窮者自立支援法の施行及び市民なやみごと相談窓口の開設等も考慮して、基本目標と取組の方向を整理する予定である。

【主な意見等】

- （座長） 今の説明について意見・質問はあるか。
- 本日は大枠をお示しいただいたが、次回の会議の前にはきちんとした素案はいただけるのか。
- 委員の皆様には懇談会の一週間を目途に資料を郵送したいと考えている。
- （座長） 郵送される資料の中には会議次第は含まれているか。全体で6回程度の会議が設けられるわけであるが、会議ごとに何を議論するかというスケジュールを作成することは可能か。
- 次第は含まれている。スケジュールについては資料10の65ページをご覧ください。今回は第1章～第3章について審議いただく予定である。
- 基本理念について「身近な地域」という文言があるが、どの程度の範囲を指しているのか。

- 日常生活圏域を想定している。62ページで設定している地域福祉エリアがそれに相当する。
- 気になる点は、一つはエリアの広さに随分差があるということであり、もう一つには、身近なエリアとはせいぜい歩いて行ける程度の範囲ではないのかということである。エリア設定は適当ではないのではないか。
- 現行計画書の46、47ページにあるように、平成6年に策定した老人保健福祉計画で市内に4つの地域福祉エリアを設定し、その後、平成18年に策定した第二次地域福祉計画で日常生活における行動範囲や生活環境条件を考慮して見直しを行った。
- 身近な地域というのが自治会においても解決しなくてはならない問題となっている。現行計画で示されているエリアは広いので、西部エリアを新青梅街道から南北に分けるなどの見直しは必要かと思う。また、個人的には、日常的に顔と名前が分かるのは、自分が住んでいる場所を基準としてせいぜい100世帯あたりではないかと思う。自治会でも1年毎に役員が変わり、ほとんどお互いを知らない。いってみれば賽の河原の石積みのように、隣近所のつきあいをなかなか築くことができない。「身近な地域」とは何か、ということは大したことだと思う。
- (座長) サービスの供給をエリアの中だけでやるとすればかなり難しい問題が出てくる。介護保険事業計画では1中学校区人口二万人あたりでサービスが受けられるよう設定したわけだが、子ども・子育て支援事業計画においてはあまり狭く区切ってしまうと。かえってニーズの需要と供給の均衡を保つのが難しく、1つの市で1圏域である方が学童や保育園を利用しやすくなることもある。それぞれの領域別に大きさが変わってきたりもする。地域福祉計画は市の計画であるので、市全体を1つの地域と考えているのだろうと思うが、個別計画になると非常に難しい。それからエリアではないコミュニティというものもある。例えば、距離的には離れているけれどもつながりのある団体が活動している場合などがそうである。エリアの設定はよく議論になるものであるが、基本的にはできる限り在宅でサービスを受け、施設に入所するにしても家族とそう離れない場所で暮らしたいという市民の願いがあるので、あまりがちがちにエリアを決めてしまうと苦しくなる。他に何か意見・質問はあるか。
- 基本視点について、“市民と事業者が同じ目線で”ということだが、サービスの需要と供給の話は供給者側からの話になるわけで、市民の目線から言うと、そこでサービスをしてほしいということではなくて、窓口だけでもあれば安心するのである。それが基本理念にある「安心して暮らせる福祉のまち」の入り口なのではないかと思う。
- (座長) 委員のお二方からいただいた意見は非常に重要であると思う。基本的には市民同士が支え合える、いざという時には声を掛け合える状態というのがベースになれば、公的なサービスがいくらあっても何か欠けてしまう。委員のおっしゃっていたお互いに挨拶をし、顔を見知っている間柄というのは、このベースになるものだと思うので、こうした関係が網の目のようにしっかりできていれば相当に快いものになるかと思う。
- この4つのエリアにはそれぞれ包括センターが置かれていると思う。1、2年前までは北部包括がなかったと思うので、一つ増えた

という意味でもエリアを増やしていただけると住民の方にとって少しは住みやすくなるのではないかと思う。

○ 四次計画策定にあたり、議題(3)において、先に委員の方々より第三次計画の進捗状況がないとの指摘があったが、私も同意見である。確定したものは27年度が終了してからということになると思うが、現行計画の90ページにあるように「所管課による自己評価」を26年度までの中間評価という形で示していただければ、参考になると思う。

● 所管課に調査を行い、今後の会議でお示しする。

○ 資料10の策定スケジュールについて、やってみなければわからないのだが、あと4、5回の会議で一定程度の結論が出せるかどうか不安がある。

○ (座長) 確かにこのスケジュールだと実質的な審議は2、3回程度ということになるが、それで足りるのかどうか、この点は座長としても気になる点ではあった。

● この次の「議題(6) その他」でお話ししようと思っていたのだが、スケジュールについては、進捗状況を見ながら座長と協力しながら進めたい。ご協力のほどお願い申し上げます。

○ 基本視点について、市民、事業所、市という立場の違う人たちが、同じところを目指すということ「目線」という言葉で表現しているということだが、それが適切なのだろうか。

● 第三次では基本視点については、市民と事業者と市が同じ目線という意味で策定させていただいている。今後はこの基本視点についても「同じ目線」という文言を入れる否かも含めて意見をいただきたいと思っている。

○ (座長) 理念と視点が一つずつ出ているのだが、これで良いのかどうかということも、当然、第四次計画において議論のある部分だと思う。他にはいかがか。社会福祉協議会からお越しの委員の方はいかがか。市民自らが活動する市民活動計画は社協が策定すると位置付けられているが、これから策定するご予定であるか。

○ その予定である。市が行った市民意識調査、地域福祉計画とリンクした計画を策定したいと検討している段階である。

○ 地域福祉のエリアについて、高齢者に限定した話になってしまうのだが、新青梅街道から北と南で差が大きいのので、そこを一緒に考えてしまうと難しいのではと感じている。

○ 介護保険法が変わって平成29年度までに移行しなければいけないという時期であり、地域のボランティア活動やインフォーマルサービスをもっと重視しなければと謳われているので、そちらの計画との関連性が気になるころではある。

○ (座長) 全体を通して副座長から何かあればお願いしたい。

○ (副座長) 今回は第1回目ということもあり、全員まだ理解していない部分もあったと思う。資料によれば、長期総合計画が土台になっていると思われるが、そうした土台のものも含め、今後、事務局から提示される参考資料については、可能な限り、より多く、細かく示していただくようお願い申し上げます。

○ (座長) 昨年実施した市民意識調査をみても、ボランティア活動をやりたくても時間がないという方々もいるので、こうした現状も踏まえながら進めていければと思う。では、次の議題に移る前に最後に何か一言言っておきたい方がいればどうぞ。

○ 先ほどのエリアの件であるが、各エリアを定めたそれなりの理由が

	<p>あるはずなので、それをお示しいただければ議論しやすいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次回の懇談会で平成6年に初めて設定した際と、その後の平成18年の見直しの際の理由等についてお示しいたしたい。 ○ (座長) 市で定めているのは4つのエリアだけなのか。個別の計画で別のエリアを作っているということはあるか。 ● 他の計画でもこのエリアを踏襲しているはずである。 ○ (座長) 事業によってエリアが違う場合もあるので、それについても次回示していただければと思う。 <p>(6) その他</p> <p>【説明要旨】(「資料12 第2回地域福祉計画策定懇談会の日程について」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (座長) 次回の懇談会の日程については、5月27日(水)午後3時と28日(木)午前10時が候補に挙がっているが、都合がつかない日程に挙手をお願いしたい。 ○ (27日に3人、28日に3人の挙手があった。) ○ (座長) このようであるが、事務局の都合はいかがか。 ● 可能であれば28日をお願いしたい。 ○ (座長) では、5月28日午前10時に決定した。事前に郵送された資料について意見等がある方は事務局にメールやファックスなど形式を問わず文書で提出し、事務局はそれをペーパーにして配付していただければ座長としても、他の委員の方々に意見を伺いやすい。 ● それでは、事前配付資料について意見等があれば事務局まで連絡いただきたい。 ○ (座長) 欠席される委員が予め意見を出しても構わないということか。 ● 構わない。 ○ (座長) それでは、議事を終了する。事務局の方から何かあればお願いしたい。 <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： <u>0</u> 人
-------------	---	-----------------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
庶務担当課	健康福祉部 地域福祉課 (内線：154)

(日本工業規格A列4番)